

## 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領の改正について

## 1 要領改正の背景

- 地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第78条の2第1項第1号の規定により、公立大学法人は中期目標期間4年目終了時に「中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」について評価委員会の評価を受けることとされている。
- 一方、地独法の改正に鑑み、公立大学法人山梨県立大学の中期計画には適正な業務運営のための指標が盛り込まれ、県は中期計画の変更を認可した。
- これらを踏まえ、事前評価実施要領について所要の改正を行う必要がある。

## 2 要領改正の内容

- (1) 項目別評価における法人の自己評価項目数を次のとおりに改める。
  - ・ 小項目 55項目 → 42項目
- (2) 項目別評価における評価委員会が行う検証・評価項目数を次のとおりに改め、その項目は別紙のとおり（新旧対照表参照）とする。
  - ・ 小項目 0項目 → 30項目
  - ・ 中項目 32項目 → 0項目
  - ・ 大項目 11項目 → 11項目（変更なし）
- (3) 小項目評価における評価区分を改める。（資料6-1参照）
- (4) 大項目評価における評価区分に目安となる基準を定める。（資料6-1参照）
- (5) 評価書及び業務実績報告書の様式を改める。（資料6-2、資料6-3参照）
- (6) その他、規定の整備を行う。

【参考：地方独立行政法人法】

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)】

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2、3 略

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 略

## 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p data-bbox="163 228 1077 260">公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領</p> <p data-bbox="678 320 1099 400">平成26年6月4日 山梨県公立大学法人評価委員会決定</p> <p data-bbox="143 459 1099 676">「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の4年経過時に<u>中期目標の進捗状況及び達成の見込みを評価し、次期中期目標の策定に資す</u>るために事前に行う評価（以下「事前評価」という。）の実施について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="152 738 331 770">1 評価の方針</p> <p data-bbox="163 783 253 815">(1) 略</p> <p data-bbox="163 831 1099 1048">(2) 事前評価は、<u>中期目標の進捗と課題の把握</u>、法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため中期目標期間の4年経過時に実施する。<u>                    </u>中期計画に係る取組実績及び達成の見込みを調査・分析し、総合的な評価を踏まえて次期中期目標期間に取り組むべき事項について提言する。</p> <p data-bbox="163 1064 253 1096">(3) 略</p> <p data-bbox="163 1112 1099 1192">(4) 事前評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。</p> <p data-bbox="197 1208 1099 1287">① <u>                                    </u>機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。</p> <p data-bbox="197 1303 331 1335">②～⑤ 略</p> <p data-bbox="163 1351 253 1383">(5) 略</p> <p data-bbox="152 1447 230 1479">2 略</p>	<p data-bbox="1144 228 2058 260">公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領</p> <p data-bbox="1659 320 2080 400">平成26年6月4日 山梨県公立大学法人評価委員会決定</p> <p data-bbox="1124 459 2080 676">「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の4年経過時に<u>                                    </u>次期中期目標の策定に<u>反映させる</u>ために事前に行う評価（以下「事前評価」という。）の実施について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1133 738 1312 770">1 評価の方針</p> <p data-bbox="1144 783 1234 815">(1) 略</p> <p data-bbox="1144 831 2080 1048">(2) 事前評価は、<u>次期中期目標の策定に向けて</u>、法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため中期目標期間の4年経過時に実施する<u>ものとし</u>、中期計画に係る取組実績及び達成の見込みを調査・分析し、総合的な評価を踏まえて次期中期目標期間に取り組むべき事項について提言する。</p> <p data-bbox="1144 1064 1234 1096">(3) 略</p> <p data-bbox="1144 1112 2080 1192">(4) 事前評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。</p> <p data-bbox="1178 1208 2080 1287">① <u>法人化を契機とした</u>機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。</p> <p data-bbox="1178 1303 1312 1335">②～⑤ 略</p> <p data-bbox="1144 1351 1234 1383">(5) 略</p> <p data-bbox="1133 1447 1211 1479">2 略</p>

### 3 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、次の小項目 \_\_\_\_\_、大項目に区分して行う。具体的な区分は別表のとおりとする。

① 小項目は、②の大項目に係る中期計画記載項目の42項目とする。

② 大項目は、中期目標の区分を踏まえ11項目とする。

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

① 法人による自己点検・評価

○ 法人は、以下の基準により、小項目ごとに中期計画に係る業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、自己評価がⅢに達しない及びⅢには達するが何らかの課題を認識している小項目については課題の内容とその対策を記載する。

なお、法人は、中期計画に対する進捗状況という視点から自己点検・評価を行うこととする。よって、各年度計画は順調に推移していたとしても、中期計画のすべての項目が網羅されていない場合などは評価が低くなるため、これまでの年度計画の評価がそのまま中期計画に係る自己評価となるわけではないので注意する。

[小項目評価]

Ⅳ：中期計画を上回って達成できる見込みである

Ⅲ：中期計画を計画どおりに達成できる見込みである

Ⅱ：中期計画を計画どおりには達成できない見込みである

Ⅰ：中期計画を大幅に下回る見込みである、又は実施していない

○ ②評価委員会による法人の自己点検・評価の検証及び評価を実施する小項目は \_\_\_\_\_、これまでの主な取組実績及びこれからの展望と課題を記載する。

なお、これからの展望と課題については、次期中期目標の策定の参考となるため、法人においては、新たに実施を検討している取組や解決すべき

### 3 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、次の小項目、中項目、大項目に区分して行う。具体的な区分は別表のとおりとする。

① 小項目は、③の大項目に係る中期計画記載項目の55項目とする。

② 中項目は、①の小項目に係る区分を踏まえ32項目とする。

③ 大項目は、中期目標の区分を踏まえ11項目とする。

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

① 法人による自己点検・評価

○ 法人は、以下の基準により、小項目ごとに中期計画に係る業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、自己評価がⅢに達しない及びⅢには達するが何らかの課題を認識している小項目については課題の内容とその対策を記載する。

なお、法人は、中期計画に対する進捗状況という視点から自己点検・評価を行うこととする。よって、各年度計画は順調に推移していたとしても、中期計画のすべての項目が網羅されていない場合などは評価が低くなるため、これまでの年度計画の評価がそのまま中期計画に係る自己評価となるわけではないので注意する。

[小項目評価]

Ⅳ：中期計画を上回って達成できる見込みである

Ⅲ：中期計画を十分に達成できる見込みである

Ⅱ：中期計画を十分には達成できない見込みである

Ⅰ：中期計画を大幅に下回る見込みである、又は実施していない

○ \_\_\_\_\_中項目ごとに、これまでの主な取組実績及びこれからの展望と課題を記載する。

なお、これからの展望と課題については、次期中期目標の策定の参考にするため、法人においては、新たに実施を検討している取組や解決すべき



C：中期目標の進捗状況がやや不十分である (Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満)

D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である (評価委員会が特に認める場合)

※なお、上記の判断基準は、目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

4～6 略

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年2月 日から施行する。

C：中期目標の進捗状況がやや不十分である \_\_\_\_\_

D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4～6 略

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

別表(項目一覧表)

	小項目番号	評価 小項目数	大項目	
			番号	小項目数
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標				
1 教育に関する目標				
(1) 教育の成果・内容等に関する目標				
ア 学士課程	1 ~ 1	1	大項目①	10
イ 国際政策学部	2 ~ 2	1		
ウ 人間福祉学部	3 ~ 3	1		
エ 看護学部	4 ~ 4	1		
オ 大学院課程	5 ~ 6	2		
カ 入学者の受け入れ	7 ~ 7	1		
キ 成績評価等	8 ~ 10	2		
(2) 教育の実施体制等に関する目標	11 ~ 11	1	大項目②	1
(3) 学生の支援に関する目標				
ア 学修支援	12 ~ 13		大項目③	6
イ 生活支援	14 ~ 14			
ウ 就職支援等	15 ~ 17	3		
2 研究に関する目標				
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	18 ~ 19	2	大項目④	2
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標				
ア 研究実施体制等の整備	20 ~ 22	1	大項目⑤	3
3 大学の国際化等に関する目標	23 ~ 24	2	大項目⑥	2
II 地域貢献等に関する目標	25 ~ 25	1		
1 社会人教育の充実に関する目標	26 ~ 27	2	大項目⑦	6
2 地域との連携に関する目標	28 ~ 28	1		
3 教育現場との連携に関する目標	29 ~ 29	1		
4 地域への優秀な人材の供給に関する目標	30 ~ 30	1		
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標				
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標				
(1) 運営体制の改善に関する目標	31 ~ 31	1	大項目⑧	3
(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標	32 ~ 32	1		
(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標	33 ~ 33			
2 財務内容の改善に関する目標				
(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	34 ~ 34	1	大項目⑨	4
(2) 学費の確保に関する目標	35 ~ 35			
(3) 経費の抑制に関する目標	36 ~ 36	1		
(4) 資産の運用管理の改善に関する目標	37 ~ 37			
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	38 ~ 38	1	大項目⑩	1
4 その他業務運営に関する目標				
(1) 情報公開等の推進に関する目標	39 ~ 39		大項目⑪	4
(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標	40 ~ 40			
(3) 安全管理等に関する目標	41 ~ 41			
(4) 社会的責任に関する目標	42 ~ 42	1		
評価単位数	42	30	11	-

別表(項目一覧表)

	小項目番号	中項目		大項目	
		番号	小項目数	番号	小項目数
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標					
1 教育に関する目標					
(1) 教育の成果・内容等に関する目標					
ア 学士課程	1 ~ 3	中項目1	3	大項目①	13
(ア)国際政策学部	4 ~ 5	中項目2	2		
(イ)人間福祉学部	6 ~ 6	中項目3	1		
(ウ)看護学部	7 ~ 7	中項目4	1		
イ大学院課程	8 ~ 9	中項目5	2		
ウ入学者の受け入れ	10 ~ 11	中項目6	2		
エ成績評価等	12 ~ 13	中項目7	2		
(2) 教育の実施体制等に関する目標	14 ~ 14	中項目8	1	大項目②	1
(3) 学生の支援に関する目標					
ア 学修支援	15 ~ 16	中項目9	2	大項目③	5
イ 生活支援	17 ~ 18	中項目10	2		
ウ 就職支援	19 ~ 19	中項目11	1		
2 研究に関する目標					
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	20 ~ 20	中項目12	1	大項目④	1
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標					
ア 研究実施体制等の整備	21 ~ 24	中項目13	4	大項目⑤	6
イ 研究活動の評価及び改善	25 ~ 26	中項目14	2		
3 大学の国際化に関する目標	27 ~ 29	中項目15	3	大項目⑥	3
II 地域貢献等に関する目標	30 ~ 31	中項目16	2		
1 社会人教育の充実に関する目標	32 ~ 32	中項目17	1	大項目⑦	7
2 地域との連携に関する目標	33 ~ 34	中項目18	2		
3 教育現場との連携に関する目標	35 ~ 35	中項目19	1		
4 地域への優秀な人材の供給に関する目標	36 ~ 36	中項目20	1		
III 管理運営等に関する目標					
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標					
(1) 運営体制の改善に関する目標	37 ~ 38	中項目21	2	大項目⑧	8
(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標	39 ~ 41	中項目22	3		
(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標	42 ~ 44	中項目23	3		
2 財務内容の改善に関する目標					
(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	45 ~ 45	中項目24	1	大項目⑨	4
(2) 学費の確保に関する目標	46 ~ 46	中項目25	1		
(3) 経費の抑制に関する目標	47 ~ 47	中項目26	1		
(4) 資産の運用管理の改善に関する目標	48 ~ 48	中項目27	1		
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	49 ~ 49	中項目28	1	大項目⑩	1
4 その他業務運営に関する目標					
(1) 情報公開等の推進に関する目標	50 ~ 51	中項目29	2	大項目⑪	6
(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標	52 ~ 53	中項目30	2		
(3) 安全管理等に関する目標	54 ~ 54	中項目31	1		
(4) 社会的責任に関する目標	55 ~ 55	中項目32	1		
評価単位数	55	32	-	11	-

# 公立大学法人山梨県立大学

## 第 期中期目標期間の 業務実績に関する事前評価結果

令和 年 月

山梨県公立大学法人評価委員会

# 目 次

頁

1	はじめに	
2	全体評価	
(1)	全体的な所見	.....
(2)	判断理由	.....
(2)	次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性	.....
3	項目別評価	
I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	
1	教育に関する目標	
(1)	教育の成果・内容等に関する目標	.....
(2)	教育の実施体制等に関する目標	.....
(3)	学生への支援に関する目標	.....
2	研究に関する目標	
(1)	研究水準及び研究の成果等に関する目標	.....
(2)	研究実施体制等の整備に関する目標	.....
3	大学の国際化等に関する目標	.....
II	地域貢献等に関する目標	.....
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標	
1	業務運営の改善及び効率化に関する目標	
2	財務内容の改善に関する目標	
3	自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標	.....
4	その他業務運営に関する目標	.....

## 参 考

用語注釈	.....
委員構成	.....
委員会開催状況等	.....
山梨県公立大学法人評価委員会事務局	.....
公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針	.....
公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績にかかる事前評価実施要領	.....

※イメージ

1 はじめに

2 全体評価

- (1) 第 期中期目標の進捗状況に係る全体的な所見
- (2) 判断理由
- (3) 次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果・内容等に関する目標

①評価結果

--

評価	IV	III	II	I	計
項目数					

②特筆すべき事項

③更なる取り組みが期待される事項

④現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- 以下のような事項が期待される取組を記載
- ・長期的に継続して取り組むことが期待される事項
  - ・発展的な取組みや新たな取組みが期待される事項
  - ・計画達成が不十分のため取組の継続や改善が期待される事項

※以下、全11の大項目別について記述する。

第 期中期目標期間の事前評価にかかる  
業務実績報告書

令和 年 月  
公立大学法人山梨県立大学

## 【目次】

### 大学の概要

- 1 現況
- 2 大学の基本的な目標

### 中期計画の進捗に係る全体的な状況

- 1 中期計画の全体的な進捗状況
- 2 項目別の進捗状況のポイント

### 項目別の状況

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
  - 1 教育に関する目標
    - (1) 教育の成果・内容等に関する目標
    - (2) 教育の実施体制等に関する目標
    - (3) 学生の支援に関する目標
  - 2 研究に関する目標
    - (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
    - (2) 研究実施体制等の整備に関する目標
  - 3 大学の国際化等に関する目標
- II 地域貢献等に関する目標
- III 業務運営の改善及び効率化に関する目標
  - 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標
  - 2 財務内容の改善に関する目標
  - 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
  - 4 その他業務運営に関する目標

頁

### 予算、収支計画及び資金計画

### 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される理由

### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 剰余金の使途

### その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規程により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
- 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

頁

## 大学の概要

### 1 現況

(1) 大学の名称

(2) 所在地

(3) 役員 の 状況

理事長(学長) 名(兼職)  
 理事数 名(理事長、副理事長を含む)  
 監事数 名

役職名	氏 名	任 期

(4) 学部等の構成

(学部)

(研究科)

(附属施設等)

(5) 学生数及び教職員数(令和 年 月 日現在)

学生数 名  
 大学院生数 名  
 教員数 名  
 職員数 名

### 大学・大学院学生数内訳

学部・大学院	学科・研究科	入学定員	3年次編 入学定員	現員		
				男	女	計

### 2 大学の基本的な目標

## 中期計画の進捗に係る全体的な状況

- 1 中期計画の全体的な進捗状況
- 2 項目別の進捗状況のポイント

項目別の状況

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
 1 教育に関する目標  
 (1) 教育の成果・内容等に関する目標

中期目標									
No.	中期計画	中期計画の実施状況等						法人自己評価及びその理由	
1		○ これまでの主な取り組み実績  ○ これからの展望と課題(残期間及び次期中期目標期間への展望等)  ○ 評価指標の達成状況	年度評価			R4	R5	R6	(法人自己評価)
				R4	R5	R6	R7	R8(見込み)	R9(見込み)
	指標の内容	目標	-	-	-				
		実績	-	-					
	※特記事項								

**【大項目①】**  
**『I-1-(1) 教育の成果に関する目標』における特記事項**

大項目にかかる 委員会評価の経過	R4	R5	R6

○現時点で認識している課題や、今後重点的に検討したい取組の方向性

○その他特記事項

○認証評価の結果(教育研究に係るものについて記載)

予算、収支計画及び資金計画

1 令和4年度～令和9年度 予算及び年度決算

区分	金額(単位:百万円)					
	R4～R9計画	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	計
収入						
運営費交付金						
自己収入						
授業料等収入						
その他収入						
施設整備費補助金						
受託研究費等収入						
計						
支出						
業務費						
教育研究経費						
人件費						
一般管理費						
施設整備費						
受託研究等経費						
計						

## 2 令和4年度～令和9年度 収支計画及び年度決算

区分	金額(単位:百万円)					計
	R4～R9計画	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	
金額						
費用の部						
経常経費						
業務費						
教育研究経費						
受託研究費等						
人件費						
一般管理費						
雑損						
減価償却費						
臨時損失						
収入の部						
経常収益						
運営費交付金収益						
授業料等収益						
受託研究等収益(寄附金を含む)						
財務収益						
雑益						
資産見返負債戻入						
資産見返運営費交付金等戻入						
資産見返物品受贈額戻入						
補助金収益						
臨時利益						
純利益						
総利益						

### 3 令和4年度～令和9年度 資金計画及び年度決算

区分	金額(単位:百万円)					計
	R4～R9計画	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	
資金支出						
業務活動による支出						
投資活動による支出						
財務活動による支出						
次期中期目標期間への繰越金						
資金収入						
業務活動による収入						
運営費交付金収入						
授業料等収入						
受託研究費等収入						
その他収入						
投資活動による収入						
財務活動による収入						
前期中期目標期間からの繰越金						

**短期借入金の限度額**

中期計画	実績

**重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

中期計画	実績

**剰余金の使途**

中期計画	実績

**その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項**

中期計画	実績

# 公立大学法人山梨県立大学 中期計画

## 第 1 中期計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

## 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置 **大項目①**

##### ア 学士課程

- ・ 教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし<sup>1</sup>（以下「大学アライアンスやまなし」という。）の連携開設科目の制度を活用し、教養教育課程における分野の充実（文理横断教育の推進）とそれに伴う、科目数削減を図る。

文系学生にも STEAM 教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の分野の教育）を展開し、全学生が STEAM の素養を身につける環境を構築する。

#### 【指標】

- 共通教育課程科目における連携開設科目数の割合（連携開設科目数/共通教育課程科目中期計画終了時点で 85%）
- 共通教育課程科目数削減率（中期計画終了時点で対令和 4 年度比 30%）
- 文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）への申請・採択及び開講後の受講率（毎年度学部生受講率 100%）

専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング<sup>2</sup>・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。（No.1） **評価する小項目**

<sup>1</sup> 一般社団法人大学アライアンスやまなし：令和元年 12 月 18 日に山梨大学と山梨県立大学が社員となり、大学間の協議調整や連携事業を一元的に行うことを目的として設立された。令和 3 年 3 月 29 日、大学等連携推進法人（大学等機関間の連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う、文部科学大臣が認定した法人のこと）として、全国初の認定を受けた。

<sup>2</sup> アクティブラーニング：教員による一方的な講義形式の教育ではなく、学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のことで、例えば、グループ・ディスカッションやディベート、グループ・ワークなどの技法を取り入れた授業のこと。

【指標】

- 国際政策学部新学科設置の可否
- 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の国家試験合格率（毎年度全国平均以上）
- 看護学部新カリキュラムの学修到達度（令和4年度の新入生（新カリキュラム導入年次生）の学修到達度が前年度を上回る）

## イ 国際政策学部

- ・ 自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材<sup>3</sup>の育成を目指す。

そのために、大学院構想を見据えた学科等の再編および新たな社会ニーズに対応する創造性を豊かにする STEAM 教育を取り入れた教育の充実を図る。

その実施にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の推進を行う。（No.2）

評価する小項目

【指標】

- STEAM関連科目数及びその履修登録者数（中期計画終了時点6科目以上・20名以上）

## ウ 人間福祉学部

- ・ 人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリー<sup>4</sup>を作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。

自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。

福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。

人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。（No.3）

評価する小項目

【指標】

- 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の国家試験合格率（毎年度全国平均以上）※No.1再掲

## エ 看護学部

- ・ 豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。

新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。

看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実

<sup>3</sup> グローカル人材：Global+Local。地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた人材のこと。

<sup>4</sup> カリキュラムツリー：履修系統図。卒業までに身につけるべき知識と、これを得るための授業科目がどのように配置されているか、各授業つながりなどを体系的に表したものの。

や多様な教育機会を提供する。(No.4) **評価する小項目**

**【指標】**

- **看護師国家試験合格率（毎年度全国国公立大学の平均合格率以上）**

## オ 大学院課程

- ・ 学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。(No.5) **評価する小項目**

**【指標】**

- 学部再編検討状況や地域連携プラットフォームの意見を踏まえながら、国際政策学部における大学院の設置を検討
- **人間福祉大学院設置可否（中期計画終了時点）**

- ・ 高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。

看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。(No.6) **評価する小項目**

**【指標】**

- **看護学研究科連携開設科目数（中期計画終了時点で5科目）**
- **学術成果件数（毎年度20件以上）**

## カ 入学者の受け入れ

- ・ アドミッション・ポリシー<sup>5</sup>に合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。

安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学者選抜を実現する。(No.7) **評価する小項目**

**【指標】**

- **県内高校訪問件数（毎年度25件以上）**
- **出前授業の受託数（毎年度18件以上）**

## キ 成績評価等

- ・ 授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリック<sup>6</sup>などを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。

GPA<sup>7</sup>の基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。(No.8)

<sup>5</sup> アドミッション・ポリシー：入学者の受け入れに関する方針のこと。

<sup>6</sup> ルーブリック：成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語（評価規準）からなる評価基準表のこと。

<sup>7</sup> GPA:Grade Point Average の略で、アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法のこと。

**【指標】**

- シラバスの成績評価方法明示率（中期計画終了時点で100%）
- 教育活動に対する検証方法の整備の有無（中期計画終了時点）、整備後は、GPAの基礎データ等の分析を行い、大学レベル、組織レベル、教員レベルでの評価・改善の実施の有無（毎年度）

・ 看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。

看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシー<sup>8</sup>の検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。（No.9）

評価する小項目

**【指標】**

- 博士前期課程修士論文計画発表修了者率（当該年度までに計画発表が修了した人数/2年生以上数）（毎年度30%以上）
- 博士後期課程研究計画書審査合格率（毎年度90%以上）

・ 全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。（No.10）

**【指標】**

- 教学マネジメント指針の実現（アセスメントプランの形成）の有無（中期計画終了時点）
- アセスメントプランに基づくデータの可視化の実施有無（中期計画終了時点）
- 可視化したデータに基づく評価・改善の実施有無（中期計画終了時点）

評価する小項目

**(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

大項目②

・ 全学的なFD・SD<sup>9</sup>の実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、大学アライアンスやまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。（No.11）

評価する小項目（評価対象としていないが、大項目②で唯一の小項目なので、例外的に評価する）

**【指標】**

- FD・SD研修会の開催数（毎年度5回程度）

**(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置**

大項目③

**ア 学修支援**

・ すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。

すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。（No.12）

**【指標】**

- 教職員が連携して学生をサポートするためのシステム（学修ポートフォリオ）の導入有無（中期計画終了時点）

<sup>8</sup> 3つのポリシー：入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、を指す。

<sup>9</sup> FD・SD：教員の能力開発による教育研究活動の活性化への組織的取組（=FD: Faculty Development）や大学運営の活性化を目指し、役員をはじめ教員や事務職員等の資質向上に対する組織的取組（=SD: Staff Development）のこと。

- ・ すべての学生の自主的な学修を促進できるように、学修環境の整備・充実を図る。(No.13)

**【指標】**

- 飯田図書館及び池田図書館の入館者数（中期計画終了時点で 52,000 人）
- 卒業生アンケートにおいてラーニングcommons等図書館施設・設備に対する肯定的評価率（中期計画終了時点で 30%以上）

**イ 生活支援**

- ・ すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。(No.14)

**【指標】**

- 奨学金説明会開催数（毎年度 2 回以上）
- 健康教育の実施回数（毎年度 6 回以上）

**ウ 就職支援等**

- ・ 個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。(No.15) **評価する小項目**

**【指標】**

- **就職支援の各種講座やイベント開催数（毎年度 20 回以上）**
- **就職率（毎年度 94%以上）**

- ・ COC+R 事業<sup>10</sup>の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシー<sup>11</sup>を高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。(No.16) **評価する小項目**

**【指標】**

- **キャリアデザイン等の授業への組み込み件数（毎年度 1 コマ以上）**
- **キャリアデザインの受講者数（毎年度 80 名以上）**

- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。(No.17)

**【指標】**

- **山梨大学との合同企業説明会やセミナーなどの連携イベント数（毎年度 5 回以上）**

**評価する小項目**

<sup>10</sup> COC+R 事業：文部科学省令和 2 年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のことで、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進することを目的としている。本学における事業名は「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」。

<sup>11</sup> コンピテンシー：単なる知識や能力だけではなく、技能や態度をも含む様々な心理的・社会的な情報や資源等を活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力のこと。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 **大項目④**

- ・ 地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究（大学間の共同研究も含む）を推進し、その成果を公表する。(No.18) **評価する小項目**

#### 【指標】

- 地域課題解決に係る研究の学内報告会における発表件数（毎年度 9 件以上）

- ・ 研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成果を広く社会に還元するために、関連学会（国際学会を含む）やホームページ等で積極的に発信する。(No.19) **評価する小項目**

#### 【指標】

- 学術成果件数（毎年度の学術著書、研究論文、学会発表もしくはそれに代わる芸術作品の発表等毎年度 40 件以上）

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 **大項目⑤**

#### ア 研究実施体制等の整備

- ・ 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。(No.20) **評価する小項目**

#### 【指標】

- 県・市町村の課題解決に係るニーズ調査回数（毎年度 1 回以上）
- 学内研究助成費付与件数（毎年度 18 件以上）

- ・ 研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。(No.21)

#### 【指標】

- 研究倫理審査基準の設定と見直しの有無（中期計画終了時点）

- ・ 各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。(No.22)

#### 【指標】

- 教員業績評価指標及び基準の見直し（中期計画終了時点）

## 3 大学の国際化等に関する目標を達成するための措置 **大項目⑥**

- ・ 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA 等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。

コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態（12 人）に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。(No.23) **評価する小項目**

**【指標】**

- **留学生受け入れ数・海外派遣学生数（中期計画最終年度（R9 年度）時点で受け入れ数 8 人以上、派遣数 4 人以上）**

- ・ 大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。(No.24) **評価する小項目**

**【指標】**

- 留学生の日本語能力に応じた教育科目の設定有無（中期計画終了時点）
- **山梨県国際交流協会と連携した「多文化共生対応人材教育プログラムの受講者（学生、社会人、高校生等）数（毎年度延べ 45 人以上）**

**第 3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 **大項目⑦****

- ・ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業（以下「SPARC 事業<sup>12</sup>」という。）において、県内の産業界、高等教育機関、公共団体、金融機関等で構成される地域連携プラットフォームを設置し、地域が求める人材像や必要とされるスキル等を議論し、地域のニーズを捉える体制を整備する。

地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+R 事業における教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。

地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。(No.25) **評価する小項目**

**【指標】**

- **地域連携プラットフォームの設置及び開催数（毎年度 1 回以上）**
- **県・市町村の課題解決に係るニーズ調査回数（毎年度 1 回以上）** ※No.20 再掲
- **重点テーマ研究実施数（中継計画終了時点で延べ 6 件以上）**

**1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置**

- ・ COC+R 事業において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。

SPARC 事業において構築する「ヒューマンサービスを変革する DX 人材育成プログラム（検討中）」について、社会人向けに履修証明プログラムとして提供し、

<sup>12</sup> SPARC 事業：文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業であり、地域社会と大学間との連携を通じて、既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成することを目的とする事業である。

DX を活用して組織の変革を担う専門職を育成する。

社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。(No.26) **評価する小項目**

**【指標】**

- **社会人向け教育プログラム（社会人のためのスキルアップ・プログラムや社会や技術の変化に対応するためのリスキリング・プログラム）の開講数（毎年度5プログラム以上）**

大学アライアンスやまなしの取組や大学院課程の設置等を通じて、データの分析・利用に関する教育を提供し、社会人のリスキリング<sup>13</sup>にも対応できる体制を整備する。(No.27) **評価する小項目**

**【指標】**

- **社会人のリスキリングに対応する科目の提供の有無（中期計画終了時点）**
- **提供実施以降は初年度提供科目数からの増減**

## 2 地域との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界、高校等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R事業、SPARC事業等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。

SPARC事業において、高校・大学・産業界等の関係機関との交流機会を拡充、深化させ、学びを通じた垂直統合型の人材育成体制を整備する。

人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。(No.28) **評価する小項目**

**【指標】**

- **地域連携プラットフォームの開催数（毎年度1回以上）※No.25再掲**
- **高校、大学、産業界等との交流イベント数（毎年度12回以上）**
- **実践的企画の実施数（中期計画終了時点で年度平均10件以上）**

## 3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放することで、高校生等の学ぶ意欲に応えるとともに、入学後に既修得単位として認定できるような規程を整備し、高大接続を推進する。

小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。

教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の

<sup>13</sup> リスキリング：働き方の多様化や技術の進展などによる産業構造の根本的な変化によって、今後新たに発生する業種や職種に順応するための知識やスキルを習得することを目的に、人材の再教育や再開発をする取り組みのこと。

保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。(No.29)

【指標】

評価する小項目

- 高校生の先取り履修に関する規程整備の有無（中期計画終了時点）
- 高校生の先取り履修制度の履修者数（毎年度 30 人以上）
- 教育ボランティアの参加率（毎年度 100%）
- 出前授業の受託数（毎年度 18 件以上）※No.7 再掲

#### 4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置

- ・ キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨の良さを知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。

COC+R 事業では、「地域づくり」、「観光高度化」、「産業の活性化」、「多文化共生」、「起業家精神の醸成」を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。

SPARC 事業では、ものづくりを主眼とした文理融合教育やヒューマンサービスにおける DX 人材の育成教育の導入を見据えた検討をすすめ、県内企業に対する人材ニーズの聞き取り調査等を実施するとともに、卒業生の地元定着率向上を図る取組を検討し、地域を牽引する人材の養成体制を構築していく。

看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師<sup>14</sup>の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。(No.30)

評価する小項目

【指標】

- 県立大学生の県内就職率（中期計画期間平均 55%）
- PENTAS YAMANASHI の学生受講者数（毎年度 125 人以上）
- PENTAS YAMANASHI の教育プログラム開講数（毎年度 5 プログラム以上）
- SPARC 事業の主旨に沿ったコース設定からの、新学科等の設置の実現（中期計画終了時点）
- 認定看護師教育課程入学者数（各分野毎年度 9 名以上）
- 看護実践者の質向上のための研修や講座、委託事業の運営

#### 第 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

##### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

大項目⑧

##### (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。(No.31)

評価する小項目

<sup>14</sup> 認定看護師：日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者で、水準の高い看護実践を通して看護師に対する指導・相談活動を行うことが期待されている。認定後 5 年ごとに更新審査が実施される。

【指標】

- 教学マネジメント推進体制の整備・拡充と評価指標の組織単位での検証（中期計画終了時点）

(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。

組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。

教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。

職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。(No.32)

評価する小項目

【指標】

- 基幹教員制度等の導入（中期計画終了時点）
- 研究や業績成果の顕彰制度の確立（中期計画終了時点）
- 教務や研究を支援する事務局体制の拡充（中期計画終了時点）
- 職員採用、組織再編や定期人事異動について、弾力的かつ継続的な見直しを実施(毎年度)

(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務の効率化を進める。(No.33)

【指標】

- 積極的な人事交流の実施(配置や他大学交流)
- 個別研修の受講(延べ人数)
- 業務見直しによる効率化件数

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 **大項目⑨**

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。

寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ（命名権）など新たな自己財源の開拓を図る。(No.34)

評価する小項目

【指標】

- 科研費の獲得や研究倫理等の研修回数（毎年度1回以上）
- 科研費申請件数（第3期中期目標期間の総申請件数185件以上）
- 交付金や授業料などによらない自己収入の相手先や項目の開拓

(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置

- ・ 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。(No.35)

**【指標】**

- ▶ 授業料等の学生納付金について十分な検討を行い、適時適切な反映を行う。

**(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

- ・ 継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。  
また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。(No.36) **評価する小項目**

**【指標】**

- ▶ エネルギー（ガス・電気）使用量削減率（中期計画終了時点で令和元年度比 90%）
- ▶ ペーパーレス化の推進など経費削減実施項目数（中期計画最終年度）

**(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

- ・ 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。  
未利用地について、より効果的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。(No.37)

**【指標】**

- ▶ 施設開放件数もしくは施設利用料収入額（第 2 期中期計画期間平均（R2・3 年度除く）を上回る）

**3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置**

**大項目⑩**

- ・ 監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。(No.38)

**評価する小項目**（評価対象としていないが、大項目⑩で唯一の小項目なので、例外的に評価する）

**【指標】**

- ▶ 基幹項目のローリングと重点項目による点検・評価（毎年度）
- ▶ 認証評価の受審・結果公表（中期計画期間中）

**4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置** **大項目⑪**

**(1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置**

- ・ 大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。(No.39)

**【指標】**

- ▶ HP アクセス・SNS フォロワー数（中期計画終了時点で令和 3 年度以上）

**(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

- ・ 学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備

の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。(No.40)

### (3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。(No.41)

#### 【指標】

- 情報セキュリティ研修・監査の実施（毎年度各1回以上）
- 防災訓練・危機管理訓練の開催回数（毎年度1回以上）
- メンタルヘルス関連の健康教育回数（毎年度1回以上）

### (4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などSDGsの推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(No.42)

評価する小項目

#### 【指標】

- 教職員・学生へのハラスメント防止にかかる啓発及び相談窓口の周知活動(毎年度4回以上)
- 教職員向けのハラスメント防止研修実施（毎年度1回以上）
- **重点テーマ研究の実施（中期計画終了時点で延べ6件以上）** ※No.25 再掲

## 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 562
自己収入	4, 116
授業料等収入	3, 866
その他収入	250
施設整備費補助金	866
公立大学法人山梨県立大学授業料等減免事業費補助金	458
地方創生人材教育プログラム	90
看護職員専門分野研修事業費補助金	65
受託研究費等収入	78
繰越積立金等取崩収入	200
計	11, 435
支出	
業務費	9, 574
教育研究経費	1, 572
人件費	8, 002
一般管理費	761
施設整備費	1, 021
受託研究等経費	78
計	11, 435

#### [人件費の見積り]

中期目標期間中総額8, 002百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注1) 人件費の見積りについては、毎年度の現員に人事委員会勧告等に基づき推計。

注2) 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

#### [運営費交付金の算定方法]

##### ○標準運営費交付金

- ・支出見込額－収入見込額

支出見込額については、令和2年度の実績（見込）額を算出基礎とし、収入見込額については、平成28～令和2年度の実績平均値を算定基礎とする。

※第一期中期目標期間中採用されていた効率化係数は廃止する。

※第二期中期目標期間中採用されていた授業料減免率は廃止する。

##### ○特定運営費交付金

退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）

注) 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

## 2 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,518
經常経費	10,518
業務費	9,653
教育研究経費	1,573
受託研究費等	78
人件費	8,002
一般管理費	761
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	104
臨時損失	0
収入の部	10,318
經常収益	10,318
運営費交付金収益	5,407
授業料等収益	3,866
受託研究等収益（寄附金を含む）	78
財務収益	0
雑益	250
資産見返負債戻入	104
資産見返運営費交付金等戻入	24
資産見返補助金等戻入	22
資産見返寄附金等戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	53
補助金収益	613
臨時利益	0
純利益	△200
前期中期目標期間からの繰越積立金等取崩額	200
総利益	0

### 3 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,435
業務活動による支出	10,274
投資活動による支出	1,021
財務活動による支出	140
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,435
業務活動による収入	10,369
運営費交付金収入	5,562
授業料等収入	3,866
受託研究費等収入	78
補助金等収入	613
その他収入	250
投資活動による収入	866
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	200

#### 第6 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

2億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、その他山梨県との協議により認められたものに充てる。

#### 第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額 8 6 6	施設整備費補助金等
<飯田キャンパス>		
・ B館エアコン更新	7 5	
・ B館外装、内装改修	2 0 7	
・ C館内装改修	9	
・ 図書館屋根・屋上改修	6	
・ 図書館内装改修	6	
<池田キャンパス>		
・ 1号館屋根・屋上改修	3 9	
・ 2号館エアコン更新	1 5 2	
・ 2号館屋根・屋上改修	1 0 8	
・ 2号館外壁改修	2 8	
・ 3号館・本館エアコン更新	9 5	
・ 4号館屋根・屋上改修	4 1	
・ 4号館内装改修	3 6	
・ 5号館外装、内装改修	6 4	

注1) 施設・設備の内容、金額は計画策定時点の見込みである。

注2) 施設整備費補助金は、施設設備の整備又は大規模修繕等の必要性について、山梨県による個別の審査を受けた上で認められたものに対し交付される。

## 2 人事に関する計画

第4の1(2)「人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

## 3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、その他山梨県との協議により認められたものに充てる。

## 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 各事業年度評価廃止後の対応について

## 1 背景

地方独立行政法人法の改正に鑑み、令和7年度以降、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の年度計画の策定及び年度評価が廃止となり、法定の業務実績の評価は、事前評価（5年目）と実績評価（目標期間終了後）のみとなるが、中期目標の達成状況や法定の評価を適切かつ円滑に行うため、設置団体である県及び評価委員会は法人の業務実績等を把握する必要がある。

そのため、評価を行わない年度の評価委員会の開催方法等について、検討する必要がある。

## 2 対応案

指標の進捗状況等を法人から県に報告し、評価委員会において意見交換を実施する。

なお、その報告様式（活動状況報告書（仮称））については事業年度実績報告書を参考に、法人と県で協議し、決定する。

## 活動状況報告書（仮称）様式（案）

第3期 中期計画	No.	第3期 中期計画（評価指標）	令和7年度における中期計画の活動状況等
第1 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。			
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画			
1 教育に関する計画			
(1) 教育の成果・内容等に関する計画			
ア 学士課程			
<p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技術を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）の連携開設科目の制度を活用し、教養教育課程における分野の充実（文理横断教育の推進）とそれに伴う、科目数削減を図る。</p> <p>文系学生にもSTEAM教育(Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)・ものづくり)、Art(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)の分野の教育を展開し、全学生がSTEAMの素養を身につける環境を構築する。</p> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。</p>	1	<p>①共通教育課程科目における連携開設科目数の割合（連携開設科目数/共通教育課程科目中期計画終了時点で85%）</p> <p>②共通教育課程科目数削減率（中期計画終了時点で対令和4年度比30%）</p> <p>③文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）への申請・採択及び開講後の受講率（毎年度学部生受講率100%）</p> <p>④国際政策学部新学课程设置の可否</p> <p>⑤精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士の国家試験合格者（毎年度全国平均以上）</p> <p>⑥看護学部新カリキュラムの学修到達率（令和4年度の新入生（新カリキュラム導入年次生）の学修到達率が前年度を上回る）</p>	

## 3 実施年度

意見交換を実施する年度（第3期中期目標期間中の場合、令和8年度分を令和9年度に実施）

※令和8年度は事前評価、令和10年度は実績評価を実施するため、単年度の意見交換は行わない。